## 日本小型船舶検査機構検査事務規程付録[A-2]

海上運送法(昭和24年法律第187号)の許可事業の用に供する船舶(平水 区域で使用する船舶を除く。)における本規程の実施に関し必要な特別な取 扱事項は、本付録で定めるものとする。

#### 日本小型船舶検査機構検査事務規程付録[A-2]

# 海上運送法 (昭和 24 年法律第 187 号) の許可事業の用に 供する船舶 (平水区域で使用する船舶を除く。) における

## 本規程の実施に必要な特別な取扱事項

### 目 次

第1編	船舶安全法施行規則に関する通達、事務連絡等			
第1章	船舶安全法施行規則	1 編-1 章-1		
第2編	小型船舶安全規則に関する通達、事務連絡等			
第1章	船体	2 編-1 章-1		
第2章	機 関	2 編-2 章-1		
第3章	排水設備、操 舵 、係船及び揚 錨 の設備	2 編-3 章-1		
第4章	救命設備	2 編-4 章-1		
第5章	消防設備及び防火措置	2 編-5 章-1		
第6章	航海用具	2 編-6 章-1		
第7章	電気設備	2 編-7 章-1		
第8章	復原性	2 編-8 章-1		
第9章	操縦性(適正出力)	2 編-9 章-1		
第 10 章	航行区域	2 編-10 章-1		
第 11 章	GMD S S	2 編-11 章-1		
*** - <i>!</i>				
第3編	検査事務規程に関する通達、事務連絡等			
第1章	検査事務規程	3 編-1 章-1		
第2章	その他	3 編-2 章-1		
第4編 検査の方法に関する通達、事務連絡等				
第1章	予備検査	4 編-1 章-1		
	機関解放検査			

第3章	リコール等検査時の留意事項	4 編-3	章-1	
第4章	その他の検査	4 編-4	章-1	
第5編	・検査の特例に関する通達、事務連絡等			
<b>71.</b>		- /= -	ر مولد	
第1章	競走用モーターボート及び競走用水上オートバイ			
第2章	搭載艇			
第3章	可搬型アルミボート			
第4章	輸入艇			
第5章	全沿海船			
第6章	その他の特殊な船舶	5 編-6	章-1	
第6編	特殊基準に関する通達、事務連絡等			
第1章	帆船	6 編-1	章-1	
第2章	膨脹式ボート	6 編-2	章-1	
第3章	水上オートバイ	6 編-3	章-1	
第4章	推進機関付サーフライダー	6 編-4	章-1	
第5章	小型カーフェリー	6 編-5	章-1	
第6章	プロペラボート	6編-6	章-1	
第7編 検査事務に関する通達、事務連絡等				
,,,		7 V= 3	<del>-1/-</del> : -	
第1章	検査事務規程			
第2章	その他	7 編-2	草-]	
第8編 その他の通達等に関する通達、事務連絡等				
第1章	その他の通達	8 編-1	章-1	
第2章	その他の法関係	8 編-2	章-1	